

陸別町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

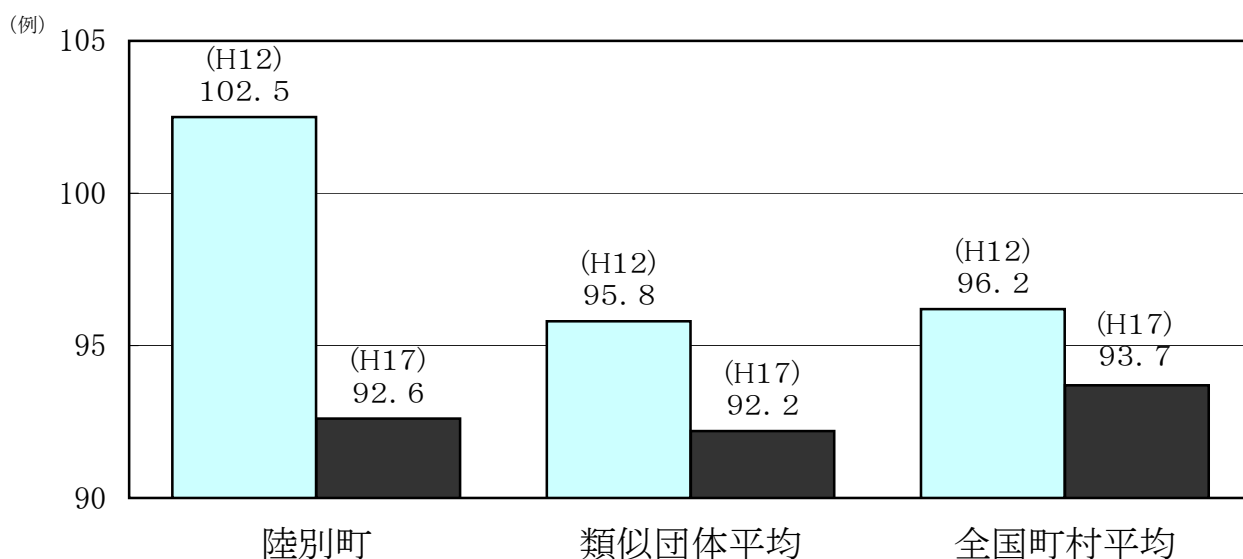
区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 15年度の人件費率
16年度	3,083人	5,218,293千円	48,758千円	875,870千円	16.78%	15.14%

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	80	306,545千円	75,250千円	117,371千円	499,166千円	6,239千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 給与費は当初予算に計上された額である。
 3 平成17年度から2年間、給料9%の独自削減中。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（17年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
陸別町	40.2 歳	306,200 円	345,500 円
国	40.3 歳	329,728 円	382,092 円
類似団体	41.4 歳	315,785 円	356,612 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
陸別町	51.1 歳	348,900 円	389,000 円
国	48.1 歳	285,008 円	316,350 円
類似団体	46.9 歳	276,277 円	303,730 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものである。

(2) 職員の初任給の状況（17年4月1日現在）

区 分		陸別町	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	155,400 円	170,700 円
	高校卒	126,400 円	138,800 円
技能労務職	大学卒	155,400 円	—
	高校卒	126,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（17年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	237,500 円	274,200 円	317,300 円
	高校卒	187,200 円	237,500 円	274,200 円
技能労務職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	187,200 円	237,500 円	274,200 円

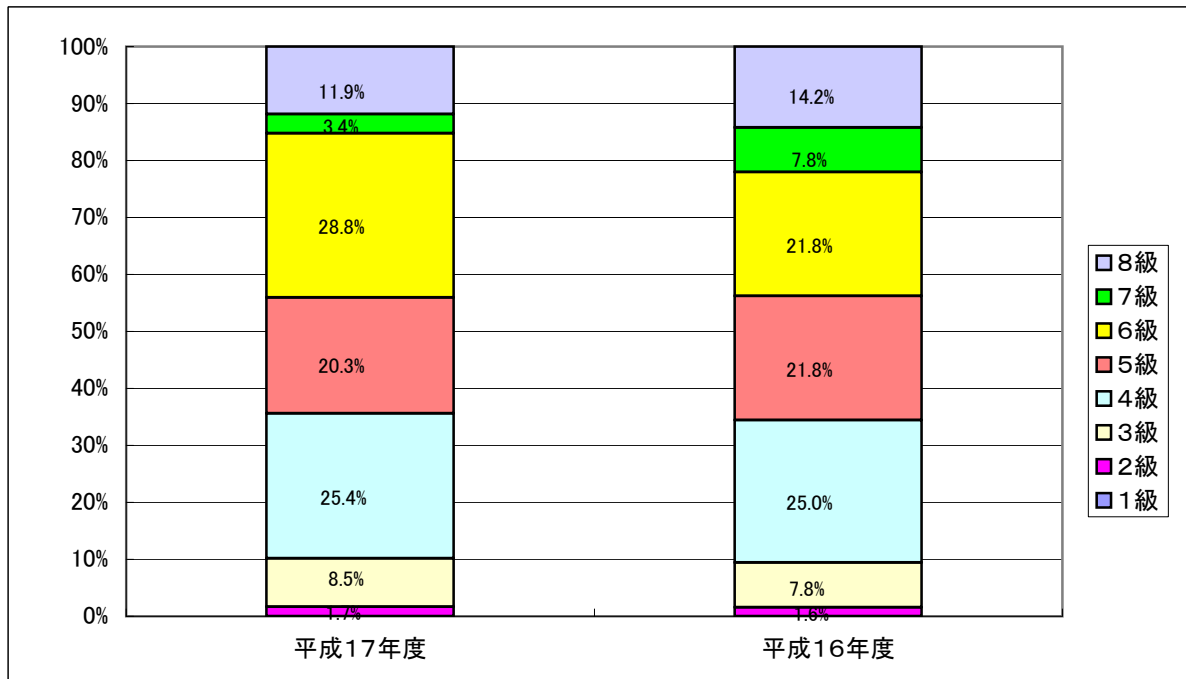
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（17年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定期的な業務を行う職務	人	%
2 級	相当高度の知識及び経験が必要な職務	1人	1.70%
3 級	特に高度の知識及び経験が必要な職務	5人	8.47%
4 級	主任の職務	15人	25.43%
5 級	特に高度の知識及び経験が必要な主任の職務 主任主査の職務	12人	20.33%
6 級	特に高度の知識及び経験が必要な主任主査の職務 主査の職務 主幹の職務	17人	28.82%
7 級	主幹・課長等の職務	2人	3.39%
8 級	課長等の職務	7人	11.86%

- (注) 1 陸別町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

平成17年度と平成16年度との比較



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(平成17年度)

陸別町		国	
1人当たり平均支給額		—	
1,467 千円			
期末手当 3.0 月分	勤勉手当 1.4 月分	期末手当 3.0 月分	勤勉手当 1.45 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(4級以上)5%~15% 現在凍結中		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	

(2) 退職手当(17年4月1日現在)

陸別町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	なし)			

(3) 特殊勤務手当(17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)	8,297 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)	16.0 %		
手当の種類(手当数)	6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病疫業務従事手当	担当職員	伝染病疫業務全般	日額500円
医師業務手当	医師	医師業務全般	本俸×50/100
医療業務手当	薬剤師、放射線技師	医療業務全般	本俸×6/100
看護業務手当	看護師	看護業務全般	本俸×6/100
野犬掃とう業務従事者	野犬業務担当職員	野犬掃とう業務	日額500円
火葬業務従事手当	火葬担当職員	火葬業務	1体1,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	22,295 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	239 千円

(5) その他の手当 (17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者13,500円 ・配偶者以外の扶養家族(2人まで) 6,000円 3人目以降 5,000円 ・配偶者がいない職員の扶養家族(1人のみ) 11,000円 ・支給対象者外の配偶者を有する職員の扶養家族(1人のみ) 6,500円 ・16歳～22歳加算 1人につき 5,000円 	同	16,532 千円	229,611 円
住居手当	借家等(5,000円以上の家賃を対象)27,000円以内 持ち家 19,000円	異	16,414 千円	227,972 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・片道2km以上 2,000円～24,500円 ・交通機関利用者 55,000円以内 	同	1,263 千円	126,300 円
管理職手当	課長等職10%・主幹等職8%	異	13,028 千円	685,684 円

5 特別職の報酬等の状況 (17年4月1日現在)

区分		給 料 月 額 等		
給料	町 長	680,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額
	助 役	561,000	円	810,000 円 / 600,000 円
	収 入 役	—	円	700,000 円 / 495,000 円
報酬	議 長	286,000	円	598,000 円 / 468,000 円
	副 議 長	217,000	円	313,000 円 / 205,000 円
	議 員	175,000	円	258,000 円 / 165,000 円
期末手当	町 長	4.4 月分		
	助 役			
期末手当	議 長	3.85 月分		
	副 議 長			
期末手当	議 員	3.85 月分		
	副 議 員			

5 職員数の状況

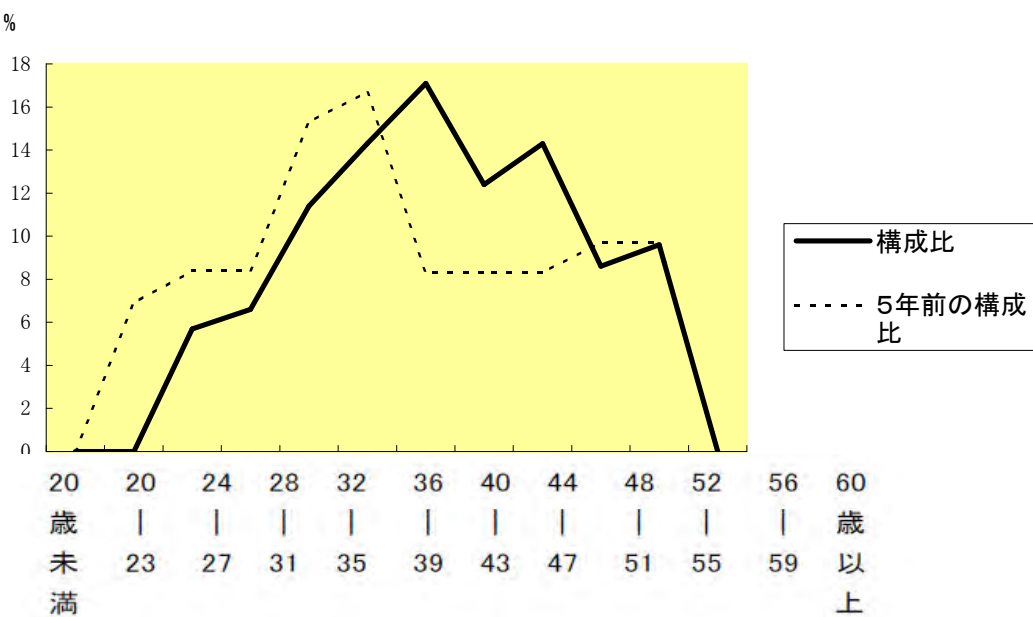
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
	平成17年	平成16年		
一般行政部門	73	76	-3	退職者の不補充
特別行政部門	12	13	-1	〃
公営企業会計部門	21	24	-3	〃
合 計	106	113	-7	

(2) 年齢別職員構成の状況（17年4月1日現在）

(例)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	—	—	6	7	12	15	18	13	15	10	10	—	106

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成10年4月1日	平成22年3月31日	純減率22%

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成10年度に平成15年度までの定員管理計画を策定したが、平成13年度の行政改革大綱(平成13年度～平成17年度)の改正に併せて、17年度までの計画を策定した。

平成17年度に行政改革大綱(平成18年度～平成22年度)の改正と併せて、「自立推進プラン」に基づき、平成22年度までに、28人の減を目標とする。